

## 子ども・子育て支援新制度での利用者負担額の 設定方針について

松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

平成 27 年 4 月に開始される予定の子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、また、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育事業を利用する際の利用者負担額（※1）を、国の定める水準を限度として、市町村が定めることになっています。（※2）

国の定める水準は、来年度予算編成を経て決定されるものであるため、現時点では、市でも利用者負担額を決定することはできませんが、現在、国が公表している利用者負担額の水準のイメージをもとに作成した設定方針を公表することにしました。

なお、今回お示しするのは、利用者負担額に関して、現在市が検討している方針であり、正式な利用者負担額の決定は、国の正式な決定後、市議会での審議等を経たうえでのこととなります。

※1 新制度での利用者負担額は、基本的には入園料を含むものです。また、利用者負担額は、子どもの3つの認定区分ごとに設定することになります。

1号認定子ども…満3歳以上で、教育を希望する子ども（幼稚園、認定こども園を利用）

2号認定子ども…満3歳以上で、保育の必要な子ども（保育所、認定こども園を利用）

3号認定子ども…満3歳未満で、保育の必要な子ども

（保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用）

※2 私立幼稚園については、新制度へ移行するしないを選択することができます。新制度へ移行しない私立幼稚園の入園料、保育料は、これまでどおり各園が独自に設定します。

## 1 1号認定子どもの利用者負担額

国の水準に合わせ、所得による階層区分に応じた負担額を設定（応能負担）することにし、その額については、松山市内の私立幼稚園の入園料と保育料月額平均（入園料：25,205 円、保育料月額 16,021 円）を考慮して、第5階層の利用者負担額が、17,000 円（月額）を上回らない範囲で設定する予定です。

また、多子世帯に対する減免措置（幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は通常の利用者負担額の半額、3人目以降については無料）を実施する予定です。

国の水準（イメージ）		松山市	
階層区分	利用者負担額	階層区分	利用者負担額
①生活保護世帯	0 円	①生活保護世帯	<b>■第5階層の利用者負担額が、17,000 円（月額）を上回らない範囲で設定予定。</b>
②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100 円	②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	
③市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円	③市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	
④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円	④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	
⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円	⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	

## 2 市立幼稚園の利用者負担額

子ども・子育て支援新制度では、市立幼稚園に通園する場合も、1号認定子どもの利用者負担額をお支払いただくこととなります。

しかし、現在の市立幼稚園の保育料は、1号認定子どもの利用者負担額として設定予定の額よりも低い額に設定されていますので、激変を緩和する意味で、来年度は、現行水準を維持し、その後は、段階的に1号認定子どもの利用者負担額に合わせていくことにする予定です。

また、現在、市立幼稚園に通っている園児については、現在よりも負担が大きくなるような経過措置を実施する予定です。

### 3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担額

松山市の保育所保育料基準を基に、現行の所得税課税額による階層区分を、市民税所得割課税額による階層区分に変更する予定です。なお、この際、所得の変更がなければ、適用される階層区分が大きく変わらないように設定する予定です。

また、保育標準時間認定子どもの利用者負担額は、現行の保育料と同程度の額に設定し、保育短時間認定子どもの利用者負担額は、国の基準に沿って設定する予定です。

現行の階層区分	新しい階層区分	現行の保育料			新しい利用者負担額 (※4)	
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
所得税非課税世帯	A 生活保護世帯	同左 (所得税の課税の有無を問わない)	0円	0円	0円	<p>■年齢区分は、現行と同じ。</p> <p>■保育標準時間認定子どもの利用者負担額は、現行の保育料と同程度の額に設定予定。</p> <p>■保育短時間認定子どもの利用者負担額は、国の基準に沿って設定予定。</p>
	B 市民税非課税世帯		5,500円	4,000円	4,000円	
	C1 市民税均等割世帯		15,000円	12,000円	12,000円	
	C2 市民税所得割 10,300円未満		17,500円	14,500円	14,500円	
	C3 市民税所得割 10,300円以上		19,000円	16,000円	16,000円	
所得税課税世帯	D1 所得税額 9,400円未満	市民税所得割課税額による階層区分に変更 (※3)	22,500円	19,500円	19,500円	
	D2 所得税額 18,900円未満		25,000円	21,500円	21,500円	
	D3 所得税額 50,000円未満		29,000円	25,500円	25,500円	
	D4 所得税額 56,700円未満		34,000円	31,000円	28,000円	
	D5 所得税額 93,900円未満		38,500円	33,500円	28,500円	
	D6 所得税額 152,500円未満		44,000円	34,000円	29,000円	
	D7 所得税額 165,900円未満		52,000円	34,500円	29,500円	
	D8 所得税額 540,300円未満		54,000円	34,500円	29,500円	
	D9 所得税額 540,300円以上		57,000円	34,500円	29,500円	

※3 市民税所得割課税額による階層区分への変更の際は、平成22年度税制改革で廃止された年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分を考慮しない課税額に設定する。(必要に応じ、在園児に対する経過措置を実施予定。)

※4 現在、実施している多子世帯や母子世帯等に対する減免措置は、引き続き実施する予定。

(参考) 国の水準 (イメージ)

階層区分	満3歳未満		満3歳以上	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③市町村民税所得割 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④市町村民税所得割 96,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤市町村民税所得割 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥市町村民税所得割 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦市町村民税所得割 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧市町村民税所得割 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円